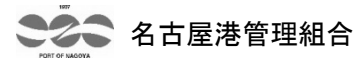


令和2年4月14日



新型コロナウイルス感染拡大防止を図るための 職員の在宅勤務の実施について

本組合職員の在宅勤務を臨時的に実施します。

記

- 1 実施時期 令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）まで
（状況に応じて延長する場合があります）
- 2 対象者 在宅勤務を行うことが可能な業務を行っている全職員
- 3 実施内容 港湾行政に影響が出ない範囲で、各所属の実情に応じて実施

【お問合せ先】

名古屋港管理組合 職員課

担 当 奥田 ・ 山本

TEL 052-654-7845